

研究活動不正防止対策の不正防止計画

(平成 27 年 4 月 1 日策定)

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

(平成 30 年 4 月 1 日改定)

(2021 年 4 月 1 日改定)

(2022 年 4 月 1 日改定)

「文化学園大学研究活動の不正防止及び公正性を確保するための規程」(以下「不正防止規程」という。)第 7 条第 2 項及び研究活動不正防止対策の基本方針に基づき、次のとおり研究活動不正防止対策の不正防止計画を策定する。

1. 競争的研究費の適正な執行管理に関する事項

(1) 物品の発注・検収

物品の発注については、一個又は一組が 5 万円以上 20 万円未満のもの(消耗備品)及び 20 万円以上のもの(備品)は理事長名により施設部が発注し、一個又は一組が 5 万円未満のもの(消耗品)は研究者が発注すると定めることによって、発注の権限と範囲を明確にする。

物品等の検収は全て教務部学事課で実施する旨を、研究者に対して説明会等で周知徹底する。

(2) 旅費の事実確認

カラ出張の防止のため、出張届・出張計画書(日程表)、出張報告書、航空機の搭乗券の半券(海外出張の際はパスポートの入国・出国欄のコピー)、その他必要資料の提出を徹底する。

(3) アルバイト作業従事者等に支給する賃金・謝金等に関する事実確認

月末にアルバイト作業従事者本人が教務部学事課へ「競争的研究費アルバイト作業従事者出勤表」を提出し、その際に事実確認のヒアリングを行う。

謝金については、翻訳であれば翻訳した内容の資料、専門知識の提供であればその内容の資料等、業務内容の実施を裏付けるものを提出する。

2. 監査体制に関する事項

(1) 内部監査の実施

監査室が 7～9 月に、競争的研究費に係る全件の伝票・帳簿・証憑書類等の会計書類全般について内部監査を実施する。それ以外に、必要に応じて監査室が内部監査を実施する。

3. 研究者等の意識向上に関する事項

(1) 研修会及び説明会の実施

不正防止規程第 5 条のコンプライアンス研修会と不正防止規程第 6 条の研究倫理研修会を、6～7 月の教授会開催後、全学合同で実施する。

競争的研究費を受給する研究者に対しては、別途、経費の使用方法に関する説明会を、競争的研究費の使用開始時期に合わせて適宜実施する。

学部学生に対しては、研究倫理に係るリーフレットを配布し指導する。

大学院生（修士課程・博士課程）に対しては、別途、研究倫理研修会を4月に実施する。

受講者に対しては、講習後にアンケートを行い、その理解度を確認する。受講者の理解度が芳しくない場合は、コンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者がフォローする。欠席した者に対しても同様とする。

(2) 誓約書の徴取

(1)のコンプライアンス教育の受講後、研究者及びアルバイト作業従事者から誓約書を徴取する。業者からの誓約書は、所定の取引が行われる際に徴取する。

4. 不正行為の告発に関する事項

不正行為の告発があった場合は、告発者との面談や調査協力者とのヒアリングを別室で行うこと等により、秘密厳守の徹底を図る。また、告発者及び調査協力者が嫌がらせ等の不利益を受けた場合は、その行為をした者に警告をし、悪質な場合は学校法人文化学園職員就業規程による制裁の対象とする。

5. 研究データの保存・開示

3(1)の研究倫理教育の際に、実験・観察を行う研究活動では、その過程を実験ノートなどに事後の改変を許さない形で記録に残すこと、論文・報告書・研究成果の基礎となる研究資料（文書、数値データ、画像など）を後日の利用・検証に堪えるような形で保存することを強く推奨する。あわせて、前述した研究データの開示が必要な場合には、情報開示が義務付けられている旨を周知徹底する。加えて、研究データの保存期間等に関する内規を定めて、実施状況を確認する。